

# あんなかの おしごとと通信 Vol.39

安中市で行っている取組や事業を紹介  
します。

## 2月8日(水)にドローン物流の実証実験を行います

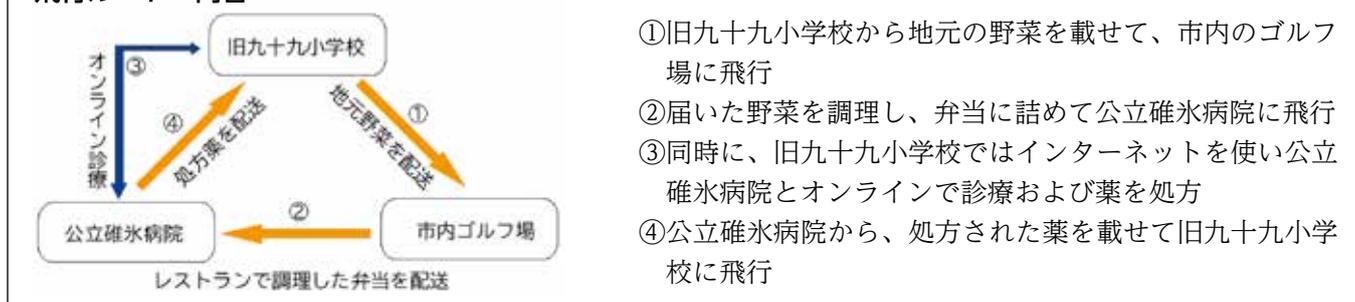
市は10年後、20年後の未来のために水素・再生可能エネルギー・水素・ゼロエミッション物流などの脱炭素化に取り組み、加えて高齢化や過疎化などの地域課題の解決を行っていく必要があります。

2月8日に実施する実証実験は、このような地域課題を次世代高度技術の活用により解決し、新しい物流モデルの構築を行うことが目的です。さらに、3つの拠点を結びドローンに空荷の状態がない事が大きな特徴になっています。

市は、今後も地域課題の解決に向けて、次世代高度技術を有効活用し、民間企業と連携しながら実証実験などを積極的に行います。



### 飛行ルート・内容



問合せ▶ 困情報戦略課 (☎内線1020)

## 安中市消費生活センターからのお知らせ

賃貸住宅のトラブルを防ぐために

### 【事例】

賃貸マンションを退去後、貸主からハウスクリーニング費用などで、計17万円の原状回復費用を請求された。高額請求に納得できない。



「トラブル防止のポイント」  
 契約時(入居時)・契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する

禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて、確認しましょう。  
 入居前に傷や汚れはチェックして、日付入りの写真を撮って保存しておきましょう。

**入居中・入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する**  
 借主が貸主側に無断で修繕を行うと、その内容や金額について貸主側とトラブルになることがあるので注意が必要です。また、こまめに掃除し、カビや油汚れにも気をつけましょう。

**退去時・精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める**  
 借主の不注意による傷や汚れ、破損などは、「原状回復」の必要がありますが、通常の使用による損耗や経年劣化は、含まれません。納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に貸主側に説明を求め、費用負担について話し合います。

**【問合せ】**  
 わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。  
 (☎3802-22228)

**相談日時**▼月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分